

総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第18号

総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年総社市規則第44号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（条例別表第2に定める事務及び情報） 第3条 条例別表第2の1の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 （1）略 （2）総社市小児医療費給付条例第6条第1項の受給資格者証の交付の申請又は同条例第11条の届出（以下この号において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～ウ 略 エ 当該申請等に係る保護者に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。） オ及びカ 略 2～4 略</p>	<p>（条例別表第2に定める事務及び情報） 第3条 条例別表第2の1の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 （1）略 （2）総社市小児医療費給付条例第6条第1項の受給資格者証の交付の申請又は同条例第11条の届出（以下この号において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～ウ 略 エ 当該申請等に係る保護者に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。） オ及びカ 略 2～4 略</p>

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。